二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおり
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁並びに北見市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千九十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十月十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道富良野市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおり
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び富良野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千九十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十月十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道沙流郡日高町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおり
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び日高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千九十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十月十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都八王子市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千九十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十月十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都西多摩郡檜原村（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
所　東京都八王子市・西多摩郡日の出町・檜原村（以上一市一町一村について次の図に示す部分に限る。）

**○経済産業省告示第二百五十四号**

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十四年経済産業省告示第二百六十八号（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十八年十月十八日

経済産業大臣　世耕　弘成

表の委任した予算科目名の欄中「中小企業経営支援等対策費補助金（伝統的工芸品産業支援、戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（戦略的基盤技術高度化支援事業、中小企業等による技術シーズの事業化・実用化支援事業のうちシーズ活用研究開発事業及び商業・サービス競争力強化連携支援事業に限る。）、地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業及び中心市街地再興戦略事業に限る。）、中小企業・小規模事業者人材対策事業、ふるさと名物応援事業（消費者志向型地域産業資源活用新商品開発等支援事業、低未利用資源活用等農商工等連携支援事業及びふるさと名物開発等支援事業に限る。）及び地域未来投資促進事業（商店街・まちなか集客力向上支援事業（認定中心市街地活性化基本計画に位置付けられた事業）に限る。」に、「産学連携サービス経営人材育成事業費補助金（地域新成長産業創出促進事業費補助金）」に改める。

**附　則**

この告示は、公布の日から施行する。